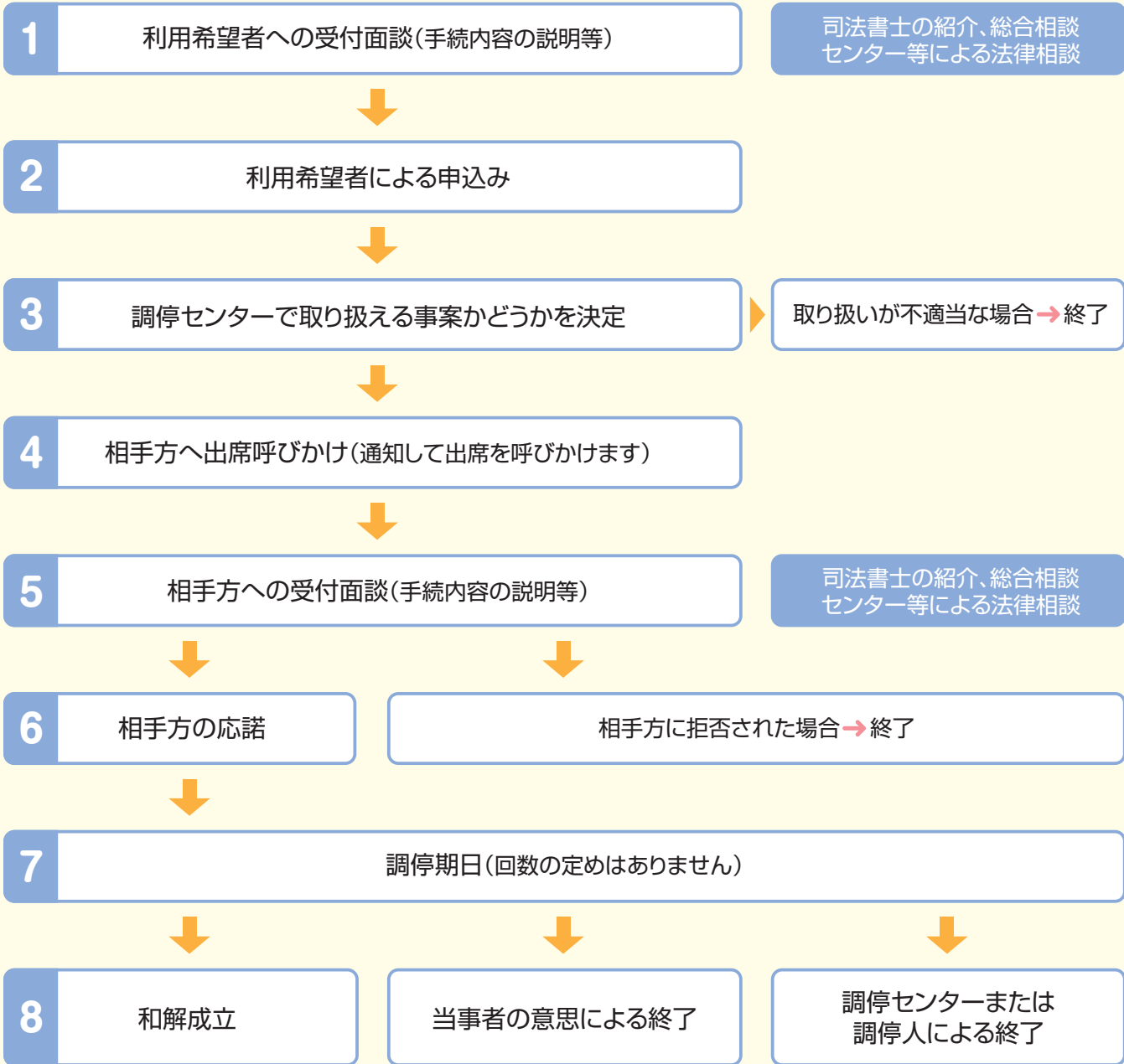




調停センターの手の流れ



このように調停手続は進みます。

司法書士の紹介、総合相談センター等による法律相談

取り扱いが不適当な場合 → 終了

司法書士の紹介、総合相談センター等による法律相談

千葉司法書士会 調停センター

Q&A

皆様から寄せられるよくあるご質問にお答えします

Q1.調停(話し合い)はどこでするのですか?

A 調停(話し合い)は、基本的に千葉司法書士会の会館で行いますが、裁判所の調停が裁判所でしか行われないのとは異なり、場所の制限はありません。ですから、当事者双方の事情をお聞きしたうえで、他の場所で調停を行うことも可能です。

Q2.調停(話し合い)の日時は決められているのですか?

A 裁判所の調停(千葉県内の運用)では、平日昼間に月1回程度の間隔で期日が設定されますが、調停センターでは、当事者双方の事情により柔軟な設定が可能です。例えば、仕事の関係で平日の夜間や土曜日に話し合いをしたい場合や、続けて3~4時間連続して話し合いをしたい場合、短期間のうちに数回集中して話し合いをしたい場合にも利用することができます。

Q3.調停センターでは法律相談も受けられますか?

A 調停人は、「公平・公正・中立」な立場で話し合いに関与します。そのため、調停手続の中では、調停人はどちらか一方の当事者に法律的なアドバイスをする事は原則としていたしません。法律相談をご希望の場合には、「ちば司法書士総合相談センター(☎043-204-8333)」における無料法律相談を受けていただくことができます。

Q4.調停(話し合い)で約束したことは守ってもらえますか?

A 調停センターでは、「話し合い」を充分に行い、その過程で本当に守れる約束であるかどうかをよく確認します。強制力はありませんが、双方が充分納得して取り交わした約束は、きちんと履行されることが多いと言われています。



Q5.秘密は守られますか?

A 調停センターの手続は非公開です。調停を行う場所を始めとして、プライバシーには十分配慮をいたします。また、調停手続に関する資料は厳重に管理され、調停手続に関与する者には守秘義務が課されているので、ご安心ください。



対応のできる事案について
民事に関する紛争のうち、その紛争の価額が140万円以下の事案に関してご利用いただけます。ご利用いただけるかどうか確認するため、まず受付面談(申込相談)を受けていただけます。(面談費用はかかりません)

調停費用
(事務手数料・税込)
5,250円
申込時に申込人より納付いただけますが、一定の条件の下、減免される場合があります。

ご用意いただくもの

- ご印鑑
- ご本人であることが確認できるもの(免許証等)

※その他ご用意いただく書類等に関しては別途ご案内いたします。